

## 広島県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第4項で準用する第120条第1項の規定により、ニホンウナギ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和6年8月29日

広島県内水面漁場管理委員会

会長 辻 駒 健 二

### 1 指示内容

#### (1) 採捕を禁止する対象水産動物

全長30センチメートルを超えるニホンウナギ

#### (2) 採捕を禁止する期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

#### (3) 採捕を禁止する区域

広島県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面）。

ただし、小瀬川における広島県廿日市市浅原新市井原橋下流側右岸基部と同左岸基部を結んだ線から下流を除く。

### 2 適用除外

次に掲げる場合においては、この指示を適用しない。

#### (1) 広島県漁業調整規則（令和2年11月24日広島県規則第67号）第48条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合

#### (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、広島県内水面漁場管理委員会に届け出て、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）

### 3 指示の期間

令和6年8月29日から令和7年3月31日まで

## 産卵のために川を下るニホンウナギは採らないでください

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2024年8月29日



ニホンウナギの資源量は長期的に減少傾向にあるとされており、国際自然保護（IUCN）のレッドリストに絶滅危惧種IB類として掲載されています。

資源の減少要因として、海洋環境の変動、親ウナギやシラスウナギの過剰な漁獲、生息環境の悪化が指摘されています。各要因がどのように寄与しているのかの評価は困難であり、因果関係は証明されていませんが、国内の各地で「予防原則」（因果関係が証明されていなくても、取り返しのつかない状態に陥るおそれがあるときは、対策を講じるべきという資源管理の考え方）に従って、漁獲対策及び生息環境の改善対策が実施されています。

広島県内水面漁場管理委員会において、広島県でできる取組を協議した結果、産卵のため河川から海に向かうウナギが出現する時期に、広島県内の河川等においてニホンウナギ成魚の採捕を禁止する旨の委員会指示を発することとしました。

ニホンウナギの資源回復のため、ご協力をお願いします。

**10月1日から翌年3月31日まではニホンウナギの採捕は全面禁止です**

秋から冬にかけて、産卵期を迎えるニホンウナギは川を下り海に向かいます。

広島県内の内水面では、ニホンウナギの資源回復のため、**10月1日から翌年3月31日までの間はニホンウナギの採捕を全面禁止します。**

対象	採捕禁止期間												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
全長30センチメートルを超えるニホンウナギ		←	禁止期間	→							←	禁止期間	→
全長30センチメートル以下のニホンウナギ	←											→	禁 止 期 間

## 採捕禁止の対象

全長30センチメートルを超えるニホンウナギ

※全長30センチメートル以下のニホンウナギは、広島県漁業調整規則により、周年採捕禁止です。

## 採捕禁止期間

10月1日から翌年3月31日まで

## 採捕禁止区域

広島県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面）です。

ただし、小瀬川における広島県廿日市市浅原新市井原橋下流側右岸基部と同左岸基部を結んだ線から下流（※）を除きます。

※山口県との県境を流れる区域のため対象外。

## 旅立つウナギを捕らないで!!

※繁殖期に川を下るニホンウナギの保護について

秋から冬にかけて、産卵期を迎えるニホンウナギは川を下り、海に向かいます。広島県内の内水面では、ニホンウナギの資源回復のため、10月1日から翌年3月31日までの間はニホンウナギの採捕を全面禁止します。

注)採捕を禁止する区域は、本県内の元川等の内水面(公共用水量及びこれと連携して一体をなす水道)です。  
ただし、小瀬川における広島県廿日市市武豊町井原橋下流側右岸基部と同左岸基部を結んだ線から下流を距離です。

月 間	禁 止 期 間											
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
全県30センチメートル以上のニホンウナギ	禁 止 期 間						禁 止 期 間					
全長30センチメートル以下のニホンウナギ	禁 止 期 間											
禁 止 期 間												

みなさんのご協力を  
お願いします。

お問い合わせ先 広島県内水面漁場管理委員会  
電話番号 082-513-5172

**10月1日から翌年3月31日まで**

# うなぎの採捕禁止

秋から冬にかけて、産卵期を迎えるニホンウナギは川を下り、海に向かいます。広島県内の内水面では、ニホンウナギの資源回復のため、10月1日から翌年3月31日までの間はニホンウナギの採捕を全面禁止します。

※ 全長30センチメートル以下のニホンウナギは全年採捕禁止です。



**採捕禁止  
区域** 広島県内の内水面(河川・湖沼等)  
ただし、小瀬川の一部区域は除く。

問合せ先：広島県内水面漁場管理委員会  
TEL: 082-513-5172 地図 

## ダウンロード

[啓発チラシ1 \(PDFファイル\)\(466KB\)](#)

[啓発チラシ2 \(PDFファイル\)\(718KB\)](#)

## 関連資料

[委員会指示はこちら](#)

## お問い合わせ

広島県内水面漁場管理委員会

電話：[082-513-5172](tel:082-513-5172)

## 関係リンク集

[広島県水産課ホームページ](#)

水産庁ホームページ【ウナギに関する情報】